

ひかり応援プレミアム付商品券 よくある質問

R5.9.20

■全般

Q1 これまで(令和 2、3、4 年)は商品券が配られていたが、今回は買うのか。

そのとおりです。広報 9 月号(8/25 発行号)と一緒に配られた申込はがきか光市ホームページの申込フォームから購入の申込をお願いします。

Q2 商品券を紛失した場合、再発行してもらえるか。

再発行はできません。

Q3 商品券は、譲渡(人にあげる)できるか。

できません。本人及びその代理人・使用者に限り使用できます。

Q4 申込多数の場合は抽選となっているが、追加発行はしないのか。

追加発行は行いません。

■申込み

Q1 購入申込はいつか。

申込期間は、8 月 25 日(金)から 9 月 25 日(月)までです。

Q2 商品券を買えるのは誰か。

購入申込時点で、光市に住んでいる方が対象です。当選した方には、申込書に記載された住所に引換はがきを送付します。

Q3 外国人は対象となるか。

光市に住んでいる方はお申し込みいただけます。

Q4 高齢の家族が施設に入居しているが申込可能か。

購入申込時点で光市に住所があれば申込可能です。ご家族分をまとめてお申し込みください。

Q5 姓(苗字)が異なる者が同居する場合、はがきは人数分必要か。

住所が同じであれば同じはがきで申込可能です。

Q6 友人と同居している。申込はがきは 2 枚必要か。

住所が同じであれば同じはがきで申込可能です。

Q7 家族分をまとめて申し込むのか。

同じ住所の方は、できる限り、はがき 1 枚にまとめてお申し込みください。

Q8 家族が多くてはがきに書ききれない場合はどうすればよいか。

市役所本庁、出張所、コミュニティセンターで申込はがきをお受け取りの上、2 枚に分けてご記入ください。または、Web 申込フォームも用意しています。

■抽選、当選・落選

Q1 いつ当選の連絡があるのか。

10月10日(火)頃から、当選者には「当選通知書兼購入引換券」(はがき)をお送りします。

Q2 落選したら連絡は来るのか。

落選した方への連絡は行いません。はがきが届かなければ落選ということになります。

Q3 引換券が来ない。いつまで待てば当選・落選が分かるのか。

当選発表は、引換券の発送をもって代えさせていただきます。10月10日(火)頃に引換券(はがき)を発送しますので、はがきが届かなければ、残念ながら落選です。

Q4 抽選はどのように行うのか。

具体的な抽選方法は公表しませんが、公平・公正に抽選を行います。

Q5 抽選は、はがき単位なのか個人単位なのか。

個人単位で行います。

Q6 引換券の郵送は書留ですか。

引換券は「はがき」ですので、通常郵便でお送りします。

■商品券の引換え・購入

Q1 商品券はいつ、どのように購入するのか。

10月16日(月)から31日(火)までの期間に、引換会場で現金で購入いただきます。

引換会場は、主に光商工会議所(島田四丁目14番15号)です。

Q2 商品券購入時に引換券以外に必要なものがありますか。

購入代金(現金)をお持ちください。

Q3 光商工会議所はどこにありますか。

市民ホールと地域づくり支援センターの近くです。

〒743-0063 光市島田 4-14-15 TEL: 71-0650 FAX: 71-1782

Q4 駐車場はありますか。

光商工会議所に約30台分の駐車場があります。駐車場が満車の場合は、島田川河川敷に駐車できます。光商工会議所での引換えの際は、地域づくり支援センターの駐車場には駐車しないでください。

※誘導員の指示に従ってください。

■使用方法

Q1 商品券の使用期間はいつからいつまでか。

令和5年11月1日(水)から令和6年1月31日(水)までの3か月間です。

Q2 どこのお店で商品券が使えるか。

光商工会議所のホームページに掲載されている「ひかり応援プレミアム付商品券取扱店一覧」のとおりです。

なお、取扱店の募集は随時行っており、追加された場合は、ホームページでお知らせします。また、商品券が使用できる店舗では「取扱店ポスター」が店頭等に掲示されています。

Q3 千円未満の買い物で、「おつりはいらぬ」場合は、商品券が使えるか。

この商品券は、千円以上の買い物の際に利用できるものとして発行しています。「おつりはいらぬ」場合も、千円未満の買い物には使用できません。

Q4 商品券でたばこを購入できるか。

たばこの購入はできません。

※たばこの小売販売は、たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売(値引き販売)が禁止されており、プレミアムが付いた商品券での販売がこれに該当するためです。

Q5 商品券で、図書カード、プリペイドカード、金券やギフト券を購入できるか。

商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品は購入できません。

Q6 商品券で、公共料金(電気、ガス、水道)の支払はできるか。

公共料金の支払いはできません。

Q7 商品券で、ガソリン、給油の支払はできるか。

商品券を扱っている店舗では可能です。

Q8 商品券で、不動産(土地、建物)を購入できるか。

不動産の支払いには商品券は使用できません。

Q9 商品券で、家賃の支払はできるか。

家賃や敷金、礼金、地代、駐車場代などの不動産に関わる支払いはできません。

Q10 家のリフォーム代金の支払いに、商品券が使えるか。

商品券を扱っている店舗では可能です。

Q11 商品券で買った商品を返品したいが、返金してもらえるか。

返品の場合は代替品と交換となります。返金には原則応じられません。

Q12 「代替品」とはどのようなものですか。

各店舗によって異なりますので、買い物をした店舗でご確認ください。

【商品券が利用できないもの・サービス】

●商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品

電子マネーへのチャージ、プリペイドカード、図書カード、ビール券、切手、はがき、印紙、店舗が独自に発行する商品券、テレホンカード、各種商品券、各種回数券など

●たばこ(たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ)

●不動産や金融商品

家賃・地代・駐車場代などの不動産に関わる支払い

宝くじ、スポーツ振興くじなどの金融商品

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

●国税、地方税や使用料などの公租公課

●商品券の現金化

●事業決済金としての流用

●その他

・電気、ガス、水道の公共料金

・インターネット、通販等での買物に対する支払い

・生命保険料、損害保険料等の保険料の支払い

・その他、当該事業の趣旨から不相当と認めるもの